

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年8月 20 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500008 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500044 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 6 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 9 年 7 月 1 日から平成 13 年 7 月 28 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 41 万円から 50 万円、平成 9 年 7 月から平成 10 年 6 月までの標準報酬月額については 36 万円から 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については 26 万円から 41 万円、同年 9 月から平成 11 年 6 月までの標準報酬月額については 26 万円から 36 万円、同年 7 月から平成 13 年 6 月までの標準報酬月額については 20 万円から 36 万円とする。

平成 6 年 8 月及び同年 9 月並びに平成 9 年 7 月から平成 13 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 6 年 8 月及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 7 月から平成 13 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 7 年 10 月 1 日から平成 9 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 7 年 10 月から平成 9 年 6 月までの標準報酬月額については 44 万円から 50 万円、同年 7 月の標準報酬月額については 50 万円とする。

平成 7 年 10 月から平成 9 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年6月12日から平成13年7月28日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低い金額で届出されている。一部期間の給料明細書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成6年8月1日から同年10月1日までの期間及び平成9年7月1日から平成13年7月28日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び一部期間の給料台帳（以下「給料明細書等」という。）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成6年8月1日から同年10月1日までの期間及び平成9年7月1日から平成13年7月28日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成6年8月及び同年9月は50万円、平成9年7月から平成10年8月までは41万円、同年9月から平成13年6月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年8月及び同年9月について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主は、平成9年7月から平成13年6月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か不明と回答しているが、平成9年7月から平成13年6月までの期間について、給料明細書等において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成9年7月1日から平成13年7月28日までの期間に係る厚生年

金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成9年7月1日までの期間について、給料明細書等により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成9年7月1日から同年8月1日までの期間について、給料明細書等により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求者の平成7年10月1日から平成9年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる本来の報酬月額から、平成7年10月から平成9年7月までは50万円とすることが必要である。

なお、平成7年10月から平成9年7月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和61年1月1日から昭和63年12月1日までの期間、昭和64年1月1日から平成2年1月1日までの期間、平成4年3月1日から同年4月1日までの期間及び平成6年10月1日から平成9年7月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給料明細書等、昭和63年度及び平成2年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「通知書」という。）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和59年6月12日から昭和61年1月1日までの期間、昭和63年12月1日から昭和64年1月1日までの期間、平成2年1月1日から平成4年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成6年8月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る手書きのメモ（以下「メモ」という。）には、報酬額は記載されているものの、厚生年金保険料控除額の記載はなく、請求者から提出された平成3年度から平成7年度までの通知書により確認できる給与支払金額は、メモに記載された報酬額とは符合しない上、当該通知書により平成2年分から平成6年分までの一年ごとの社会保険料控除の金額は確認できるものの、当該期間の各月の厚生年金保険料控除額までは確認できない。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録を有する9人（請求者が名前を挙げた同僚を含む。）に照会を行い、6人から回答を得られたものの、いずれの者からも、同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料を得られなかった。

このほか、請求者の昭和59年6月12日から昭和61年1月1日までの期間、昭和63年12月1日から昭和64年1月1日までの期間、平成2年1月1日から平成4年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成6年8月1日までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和59年6月12日から平成6年8月1日までの期間及び平成6年10月1日から平成9年7月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2500148 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500046 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 45 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 22 年 7 月 10 日  
② 平成 22 年 12 月 10 日  
③ 平成 24 年 12 月 10 日  
④ 平成 25 年 7 月 10 日  
⑤ 平成 27 年 7 月 10 日

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A 事業所の事業主及び同事業所の会計業務委託先である税理士事務所（以下「税理士事務所」という。）から提出された当該期間に係る社員別給与・賞与支給実績一覧表（以下「賞与台帳」という。）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、A事業所及び税理士事務所から提出された当該期間に係る賞与台帳及び源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月16日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

| 第 1 欄            |              | 第 2 欄            | 第 3 欄                       | 第 4 欄                    |
|------------------|--------------|------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 請<br>求<br>期<br>間 | 賞与支払年月日      | 賞与額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>訂正後の<br>標準賞与額 |
| ①                | 平成22年 7 月10日 | 24万5,000円        | 24万円                        | 24万円                     |
| ②                | 平成22年12月10日  | 24万5,000円        | 24万円                        | 24万円                     |
| ③                | 平成24年12月10日  | 18万2,000円        | 18万2,000円                   | 18万2,000円                |
| ④                | 平成25年 7 月10日 | 12万1,000円        | 11万8,000円                   | 11万8,000円                |
| ⑤                | 平成27年 7 月10日 | 12万3,000円        | 12万6,000円                   | 12万3,000円                |



厚生局受付番号 Ⅱ 関東信越（東京）（受）第 2500149 号  
厚生局事案番号 Ⅱ 関東信越（東京）（厚）第 2500045 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑤までの賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 10 日  
② 平成 22 年 12 月 10 日  
③ 平成 24 年 12 月 10 日  
④ 平成 25 年 7 月 10 日  
⑤ 平成 27 年 7 月 10 日

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A 事業所の事業主及び同事業所の会計業務委託先である税理士事務所（以下「税理士事務所」という。）から提出された当該期間に係る社員別給与・賞与支給実績一覧表（以下「賞与台帳」という。）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、A事業所及び税理士事務所から提出された当該期間に係る賞与台帳及び源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月16日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

| 第 1 欄            |              | 第 2 欄            | 第 3 欄                       | 第 4 欄                    |
|------------------|--------------|------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 請<br>求<br>期<br>間 | 賞与支払年月日      | 賞与額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>訂正後の<br>標準賞与額 |
| ①                | 平成22年 7 月10日 | 22万円             | 22万円                        | 22万円                     |
| ②                | 平成22年12月10日  | 22万円             | 22万円                        | 22万円                     |
| ③                | 平成24年12月10日  | 12万円             | 12万円                        | 12万円                     |
| ④                | 平成25年 7 月10日 | 12万円             | 11万8,000円                   | 11万8,000円                |
| ⑤                | 平成27年 7 月10日 | 12万3,000円        | 12万6,000円                   | 12万3,000円                |

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500173 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 9 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿等の資料を保存していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書及び預金通帳等の資料を保有しておらず、請求者が賞与振込先としていた金融機関は、請求者の当該期間に係る預金取引記録は、保存期間経過のため確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。